

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和6年度第4四半期分

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	八尾工場蒸気タービン設備整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学 エンジニアリング（株）	11,990,000	令和7年1月23日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
2	八尾工場管理棟玄関ホール外側自 動扉修繕	建具工事	八尾工場	ナブコドア（株）	728,200	令和7年1月30日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
3	八尾工場ガス洗浄塔pH計修繕	機械器具設置 工事	八尾工場	三菱重工環境・化学 エンジニアリング（株）	1,705,000	令和7年1月31日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
4	北港処分地 廃水処理施設整備工 事（その2）	機械器具設置 工事	施設管理課	（株）タクマ	7,700,000	令和7年2月3日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
5	八尾工場ボイラー設備ほか緊急復旧 工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学 エンジニアリング（株）	8,360,000	令和7年2月3日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
6	東淀工場プラント保安用発電機ほか 整備工事	清掃施設工事	東淀工場	カナデビア（株）	44,000,000	令和7年2月20日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場蒸気タービン設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う蒸気タービン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。本設備を構成する蒸気タービン復水器のフィンチューブにダストが付着し、冷却性能が低下していることが確認されたため、整備を行うものである。

本設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場管理棟玄関ホール外側自動扉修繕

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

今回修理する自動扉はナブコドア株式会社独自の設計及び技術により製作されたものであり、自動扉装置を構成する自動ドア付属部品について他社では機器の構造を熟知せず、使用部品の調達も不可能である。

したがって、自動扉装置の構造を熟知し、部品の調達が可能であり、かつ修繕後の動作保証が可能な製造メーカーであるナブコドア株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (TEL 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場ガス洗浄塔 pH計修繕

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

八尾工場ガス洗浄塔 pH計は、有害ガス処理設備の一構成品で排ガス中に含まれる有害物質を除去した排水の pH（水素イオン濃度）を測定する装置であり、今回 pH計の修繕を行う。

本装置を含む有害ガス処理設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の有害ガス処理設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、本修繕を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場
(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水処理施設整備工事（その2）

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地の廃水処理施設は、最終処分場における浸出水を公共用水域へ放流できる水質まで処理するための施設である。

設備を構成する機器や部品は海水、潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、廃水処理能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

北港処分地の廃水処理施設は、（株）タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事は、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分に把握したうえで実施しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理施設を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、工事後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

施設部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3353）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場ボイラー設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

八尾工場ボイラー設備は、焼却炉で発生する高温の燃焼ガスを冷却する一方、廃熱を最大限回収することを目的として設置されている。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要である。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。

本設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場プラント保安用発電機ほか整備工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)